

介護保険制度における指導監督 について

介護サービス事業者の指導監査にかかる改正点等

従前の指導監査（平成12～17年度）

【指導指針 平成12年度以降】

○ 集団指導

- ・ 介護サービス事業者を集め、講習方式で制度や報酬請求解釈等について周知

○ 書面指導

- ・ 集団指導の対象でなかった事業所等を対象に、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況等について確認を書面又は、面談方式により実施

○ 実地指導

- ・ 施設サービス事業所は2年、居宅サービス事業所は3年に一度、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況及び運営状況並びに報酬請求等の確認を事業所において実地を実施

【監査指針 平成12年度以降】

○ 監査

- ・ 不正請求や実地指導に従わない事業所に対し、監査指針に基づき監査を実施
- ・ 監査後の行政処分として、「指定取消」を実施

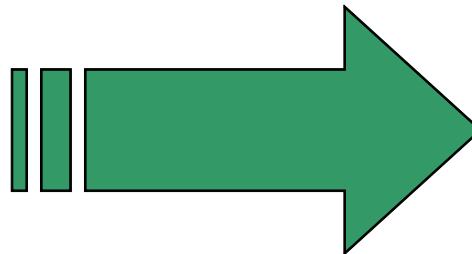
平成17年制度改正

【指定の更新制度】

- 指定の更新制の創設
 - ・ 指定の効力に有効期間（6年）を設ける
- 指定の拒否要件の創設
 - ・ 過去5年以内に指定の取消を受けた場合 等

【事後規制の強化】

- ・ 市町村にも監査権限を付与
- ・ 基準違反に対して「改善勧告」「改善命令」を創設
- ・ 不正請求等に対して「指定の効力の一部又は全部停止」を追加



現行の指導監査（改正後）

【指導指針 平成18年度以降】

○ 集団指導

- ・ 集団指導を強化し、指定制度、事後規制の理解の促進
(書面指導については全面的に廃止)
- ・ 指定基準遵守の周知徹底
- ・ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止

○ 実地指導

【介護保険施設等実地指導マニュアル 平成19年2月7日通知】

- ・ 利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に関する指導強化
(随時実施するよう改正)
(主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止しそれに伴う事前資料の作成・提出を不要とした)
- ・ 介護報酬の各種加算等について請求の不適正な取扱いの是正

【監査指針 平成18年度以降】

○ 監査

- ・ 法令等に基づき基準の遵守状況確認の徹底
- ・ 市町村への監査権限の付与による、監査体制の強化
- ・ 利用者等からの苦情や通報等に基づき、立入検査等による機動的な監査を実施
- ・ 不正請求や違反事項に応じた、「改善勧告」「改善命令」「指定の効力の一部又は全部停止」「指定取消」の行政処分の実施を強化

介護保険制度における指導監督について

〔指導〕

【 集団指導 】

- 制度管理の適正化を図るため、制度理解に関する指導のほか、実地指導で把握された注意喚起が必要な事項や好事例等の紹介等を実施（年1回以上）

（指導内容例） ・介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 ・指定・更新事務などの制度説明
・実地指導における指導結果の説明や介護サービスの質の向上に取り組んでいる好事例等の紹介
・非常災害対策、労働基準法令遵守、衛生管理等、事故防止対策などの周知
・介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

【 実地指導 】

- 政策上の課題である「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」等に基づく運営上の指導を実施
- 一連のケアマネジメントプロセスの重要性について理解を求めるためのヒアリングを行い、個別ケアの推進について運営上の指導を実施
- 不適切な報酬請求防止のため、特に加算・減算について重点的に指導を実施

〔監査〕

- 入手した各種情報（※）により人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施

（※）・通報・苦情・相談等に基づく情報 ・国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
・国保連・保険者からの通報情報 ・介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
・介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

社会保障審議会等における指導監督の標準化に関する主な指摘

介護事業運営の適正化に関する有識者会議（平成19年12月）
「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」（抜粋）

- 都道府県、市町村の監査指導については、法令の規定を過度に厳格にとらえたり、介護報酬返還のみの指導に偏っていたりするなど、各自治体や担当者毎に判断にバラツキが見られるとの指摘があることから、監査指導業務の標準化を図る必要がある。

社会保障審議会介護給付費分科会（平成19年12月）
「介護サービス事業の経営の安定化・効率化と介護労働者の処遇向上を図るための今後の検討課題」（抜粋）

- 実地指導・監査における見解や制度の運用に際し提出が求められる文書の様式が自治体ごとに異なることが、事業者にとって過重な事務負担であるとの指摘がある。
実地指導・監査を行う者の同質性を担保する仕組みや、文書の様式を統一・簡素化等することにより、極力事業者の事務負担の増加を招かない仕組みを検討する必要があるのではないか。

社会保障審議会介護保険部会（平成20年2月）
「介護保険事業運営の適正化に関する意見」（抜粋）

- 制度の見直しに当たっては、以下の意見について留意の上、進められたい。
 - ・自治体が実施する指導等については、きめ細かく機動的な対応を行うとともに、指導内容について過度なばらつきが生じないように標準化に向けた措置を講じること。

指導監督業務の標準化方策

① 「Q&A」の整理及び周知

- ☆ 文書で発出した運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aを体系的に整理し、平成22年4月7日に「介護サービス関係Q&A集」を発出して周知。
平成22年6月28日には、厚生労働省のHP上にも掲載。

② 指導監督の実施方法の整理及び周知

- ☆ グループホーム、小規模多機能生活介護サービスにおける、実地指導マニュアルを作成し、平成22年3月31日に「介護保険施設等実地指導マニュアル(改訂版)」を発出して周知。
- ☆ 事業者への介護保険制度や法令の理解が図られるよう引き続き集団指導を活用。
- ☆ 必要以上に事前提出資料を求めないなど、実地指導に伴う事業者の負担軽減について、全国会議等を通じて各自治体に引き続き要請。

③ 自治体間及び、自治体内の標準化の推進

☆ 自治体間における情報共有のためのブロック会議の開催

- ・ ブロック会議を開催し、標準化に向けた各自治体との意見交換を行うとともに、情報の共有を図り、標準化への取り組みを推進。

☆ 指導・監査の中核を担う職員研修の実施(21年度から実施)

- ・ 介護保険指導監督中堅職員研修を実施し、指導・監査水準の平準化を確保。

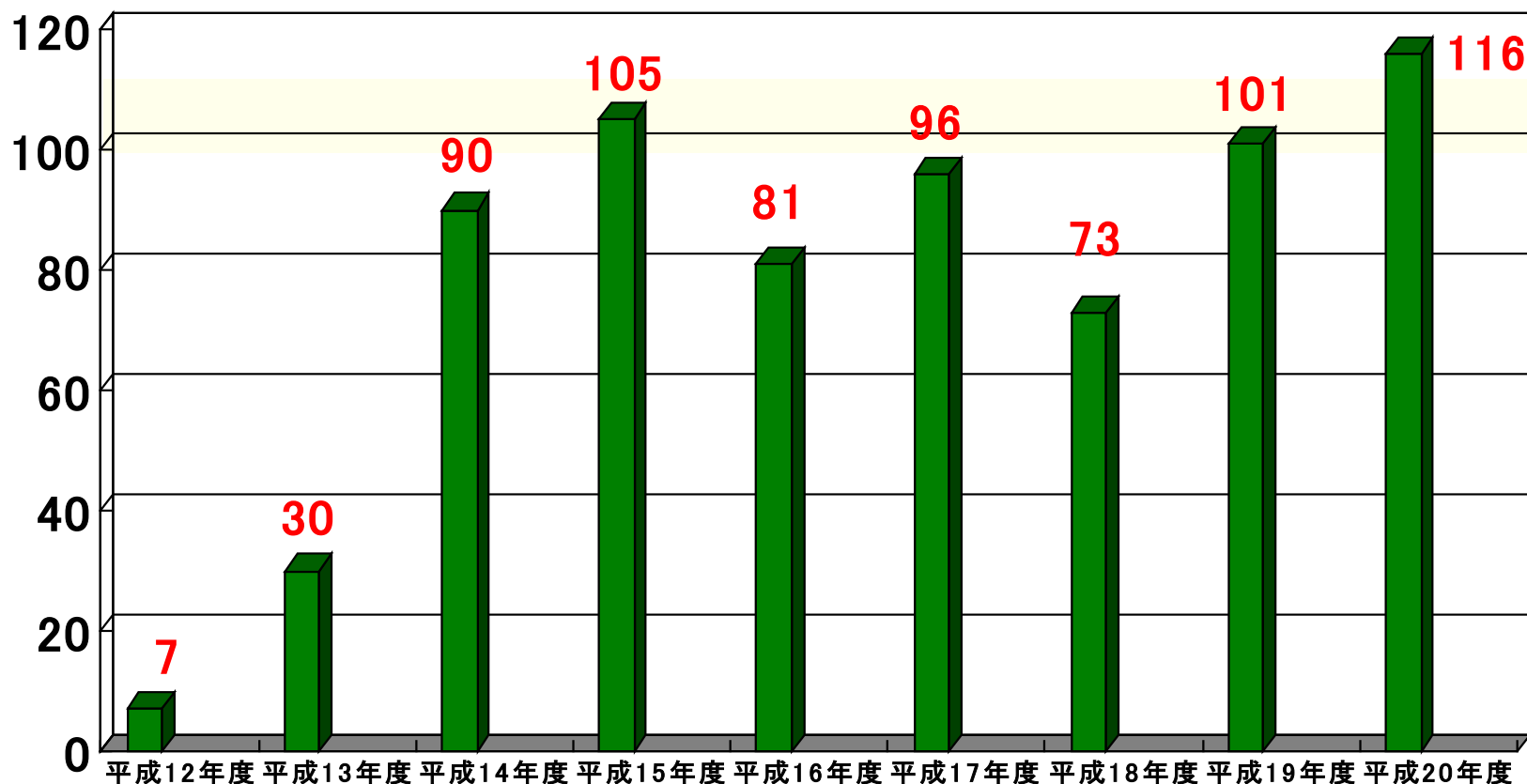
☆ 介護保険の指導監督職員向け初任者職員研修の実施

- ・ 都道府県・指定都市・中核市の指導監督を担当する初任者職員(社会福祉法人・老人福祉施設担当)に対する研修を実施。

1. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳 〔年度別〕(平成12年度～20年度)

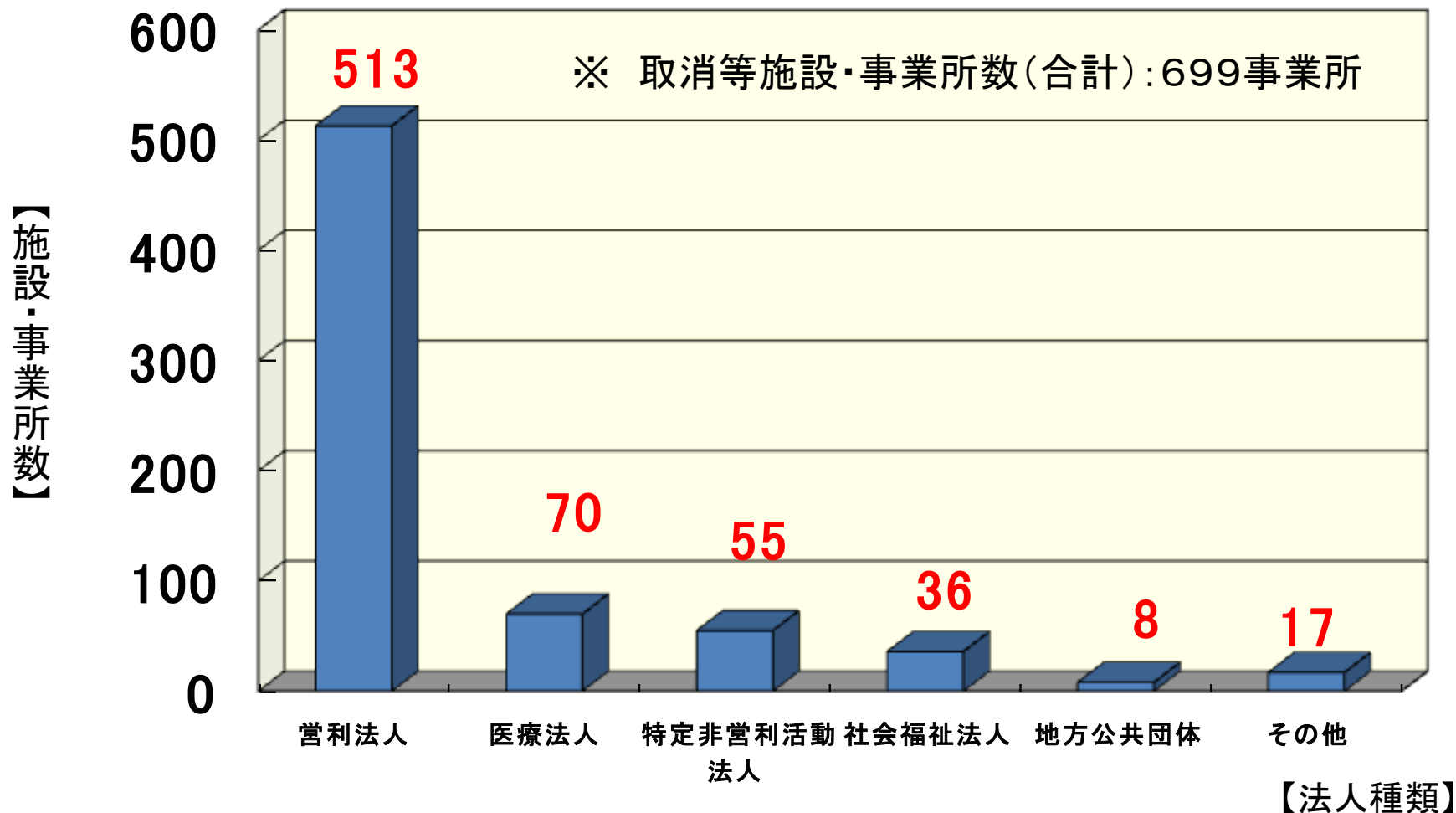
指定取消等施設・事業所数(合計): 699事業所

【施設・事業所数】

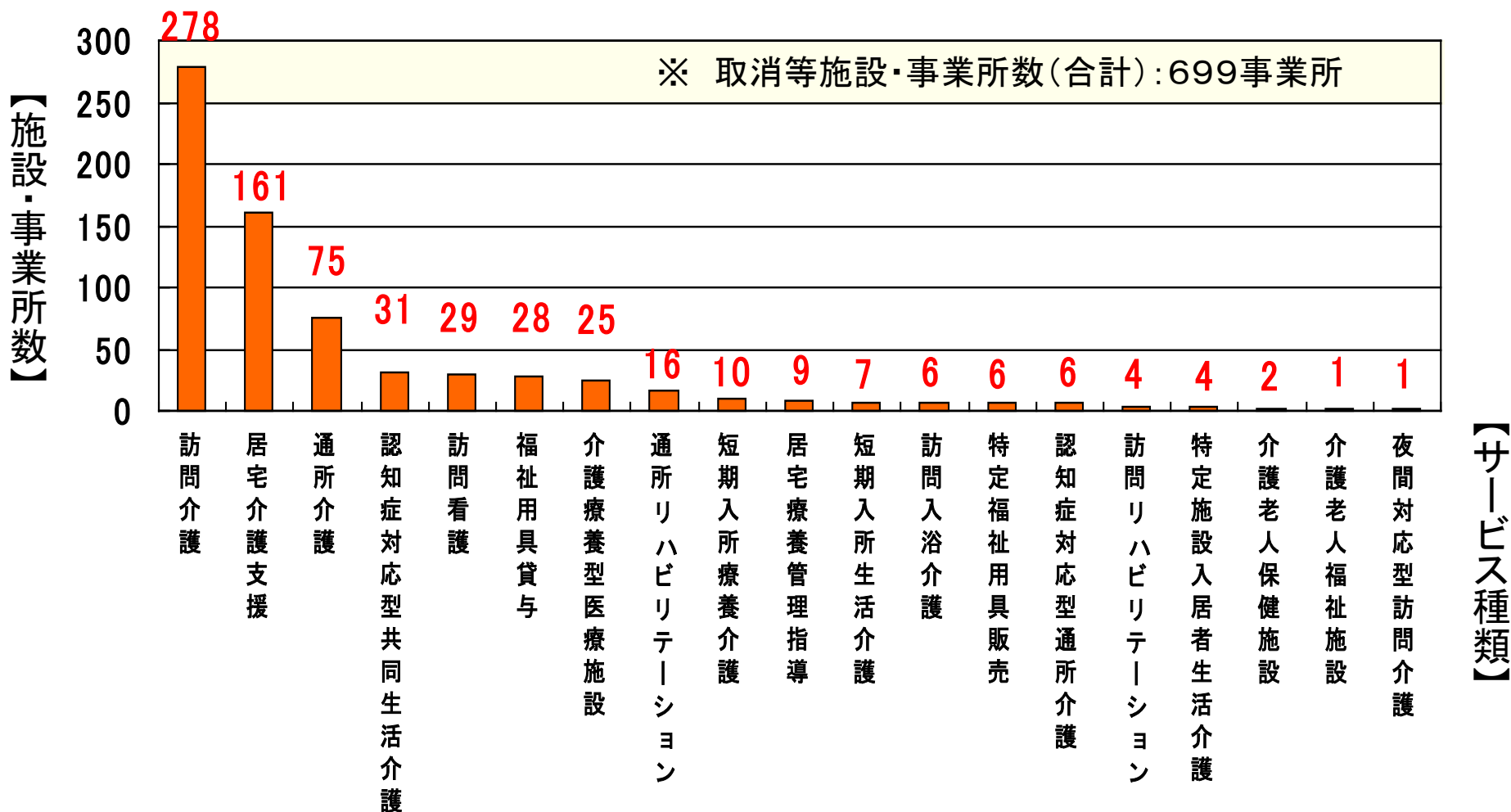


2. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳

〔法人種別別〕(平成12年度～20年度)



3. 指定取消等処分のあった介護保険施設・事業所内訳 〔サービス別〕(平成12年度～20年度)



※ 各サービス毎の件数には介護予防サービス分を含む。

4. 指定取消等の状況(平成20年度)

平成20年度の「指定取消」処分にかかる取消事由

取消事由	人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなかった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	介護給付費の請求に関して不正	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令に違反した
根拠条文(例)	第77条第1項第2号	第77条第1項第3号	第77条第1項第5号	第77条第1項第6号	第77条第1項第7号	第77条第1項第8号	第77条第1項第9号
訪問介護 (27)	5	8	24	12	5	9	
訪問看護 (5)	1	3	2	2		2	
通所介護 (14)	4	5	10	6	1	6	1
通所リハビリテーション (1)	1			1		1	
福祉用具貸与 (3)	1	2	1	2	1	2	
特定福祉用具販売 (1)	1	1		1	1	1	
居宅介護支援 (22)	4	8	13	6	2	3	
介護老人福祉施設 (0)							
介護療養型医療施設 (0)							
介護予防訪問介護 (17)	3	5	3	5	2	6	
介護予防訪問看護 (3)	1	2	2			1	
介護予防通所介護 (10)	2	4	1	2	1	5	
介護予防通所リハビリテーション (1)	1			1		1	
介護予防福祉用具貸与 (3)	1	2	1	2	1	2	
特定介護予防福祉用具販売 (1)	1	1		1	1	1	
夜間対応型訪問介護 (1)	1	1	1	1		1	
認知症対応型共同生活介護 (4)	1	2		1	2		
介護予防認知症対応型共同生活介護 (3)	1	2		1	1		
合 計 (116)	29	46	58	44	18	41	1

※()内は平成20年度に指定取消処分(聴聞通知後廃止を含む)を受けた事業所数

※複数の取消事由により指定取消処分を受けている事業所があるため、取消事業所数と取消事由の数は一致しない

5. 指定取消等に伴う返還金の状況(平成12年度～20年度)

○ 年度別の返還請求額及びその返還額

	指定取消等 事業所数	返還対象 事業所数	返還請求額 (百万円)	返還済額 (百万円)	不納欠損額 (百万円)	未済額 (百万円)
平成12年度	7	5	30	30	0	0
平成13年度	30	25	227	137	6	84
平成14年度	90	66	1,601	569	604	427
平成15年度	105	87	1,575	651	140	783
平成16年度	81	63	1,003	457	10	536
平成17年度	96	77	1,315	849	76	390
平成18年度	79	53	524	119	0	405
平成19年度	109	87	2,122	1,200	0	922
平成20年度	137	93	935	131	0	805
うち、営利法人 監査によるもの	4	4	10	0.6	0	9
合計	734	556	9,332	4,143	836	4,352

- ※ 「指定取消等事業所数」は、指定取消(聴聞通知後廃止含む)及び指定の効力の一部又は全部停止を行った事業所数である。
- ※ 「返還対象事業所数」には、返還額の有無について精査中である事業所も含む。
- ※ 「返還請求額」には、加算金の額を含む。
- ※ 「未済額」には分割納付等により返還予定の額を含む。

- サービスの質の向上を図る観点から、事業所の指導・監査のあり方をどう考えるか。
- 都道府県の指導監督体制を整備する観点から、実地指導の一部を指定法人に委託できるよう制度の拡充を行うことにより、その活用を図ることを検討してはどうか。

指定市町村事務受託法人について

- 平成18年の制度改革により創設。
- 市町村は、法人であって、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの（指定市町村事務受託法人）に、次の事務の一部を委託することができる。
 - ① 介護サービス事業所等に対する文書の提出の依頼、質問、照会等
 - ② 要介護認定等の認定調査（新規、更新）